

# 特別養護老人ホーム津田の里料金表（多床室）

令和6年6月1日現在

単位	要介護度別基本単位数	日常生活継続支援加算 36 / 日	看護体制加算 (I) 6 / 日	看護体制加算 (II) 13 / 日	個別機能訓練加算 (I) 12 / 日	夜勤職員配置加算 (III) 28 / 日	精神科医師による療養指導加算 5 / 日	個別機能訓練加算 (II) 20 / 月	科学的介護推進体制加算 (II) 20 / 月	生産性向上推進体制加算 II 10 / 月	介護職員等処遇改善加算 14%	30日当たりの利用料合計	介護保険負担限度額段階	食費 (1日)	居住費 (1日)	食費・居住費 (30日)	30日当たりの負担額合計目安
介護度 1 589 / 日	17,670	1,080	180	390	360	840	150	20	50	10	2,905	23,655円	第1段階	300円	0円	9,000円	32,655円
													第2段階	390円	370円	22,800円	46,455円
													第3段階①	650円	370円	30,600円	54,255円
													第3段階②	1,360円	370円	51,900円	75,555円
													第4段階	1,500円	855円	70,650円	94,305円
介護度 2 659 / 日	19,770	1,080	180	390	360	840	150	20	50	10	3,199	26,049円	第1段階	300円	0円	9,000円	35,049円
													第2段階	390円	370円	22,800円	48,849円
													第3段階①	650円	370円	30,600円	56,649円
													第3段階②	1,360円	370円	51,900円	77,949円
													第4段階	1,500円	855円	70,650円	96,699円
介護度 3 732 / 日	21,960	1,080	180	390	360	840	150	20	50	10	3,506	28,546円	第1段階	300円	0円	9,000円	37,546円
													第2段階	390円	370円	22,800円	51,346円
													第3段階①	650円	370円	30,600円	59,146円
													第3段階②	1,360円	370円	51,900円	80,446円
													第4段階	1,500円	855円	70,650円	99,196円
介護度 4 802 / 日	24,060	1,080	180	390	360	840	150	20	50	10	3,800	30,940円	第1段階	300円	0円	9,000円	39,940円
													第2段階	390円	370円	22,800円	53,740円
													第3段階①	650円	370円	30,600円	61,540円
													第3段階②	1,360円	370円	51,900円	82,840円
													第4段階	1,500円	855円	70,650円	101,590円
介護度 5 871 / 日	26,130	1,080	180	390	360	840	150	20	50	10	4,089	33,299円	第1段階	300円	0円	9,000円	42,299円
													第2段階	390円	370円	22,800円	56,099円
													第3段階①	650円	370円	30,600円	63,899円
													第3段階②	1,360円	370円	51,900円	85,199円
													第4段階	1,500円	855円	70,650円	103,949円

利用者負担	1カ月当たり負担額上限	世帯所得の区分
第1段階	15,000円(世帯)	生活保護を受給している方等
第2段階	15,000円(個人)	世帯全員が市区町村民税非課税の方で、前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額が80万円以下の方等
	24,600円(世帯)	
第3段階	24,600円(世帯)	世帯全員が市区町村民税非課税の方
第4段階	44,400円(世帯)	市民税課税世帯の方で以下、現役並み①、②に該当しない方
第4段階現役並①	93,000円(世帯)	課税所得380万円以上690万円未満の65歳以上の方がいる世帯の方等
第4段階現役並②	140,100円(世帯)	課税世帯の方で、課税所得が690万円以上の65歳以上の方がいる世帯

※2割負担の方は、30日当たりの利用料合計が2倍となります。  
 ※その他の加算については、該当の利用者について別途利用料金に加算されます。  
 (別紙算定加算一覧)

※負担上限額とは1カ月当たりの介護サービス利用者負担額が上記上限を超えたとき、その超えた費用が高額介護サービス費として払い戻されます。(申請が必要です)